

天平宝字七年二月廿九日飯高息足

謹上 佐官尊左右邊

この文書によれば、造東大寺司の綿交易使だつた飯高息足が、外国に人を遣わして綿の交易を行わせている。しかし、屯別六十五文で売るところを六十文でしか売却できなかつたので、墾田直錢が到来した後にこれを補填することの了解を求めている。本文書にある墾田はおそらく飯高息足の経営していた墾田と考えられるが、その墾田直錢が、交易の不足分を補うものとされていることが注目される。

飯高息足状にみられる状況を参照すれば、上記のような性格を持つ本遺跡の周辺で、同様の賃租経営が行われており、本木簡にみられるような津周辺での田直の收取が、そこで展開される交易に結びついていた可能性も指摘できよう。

(平川 南、武井紀子)

- (1) 平川南 一九九七年 「考察 金沢市金石本町遺跡木簡」『金石本町遺跡』石川県立埋蔵文化財センター
- (2) 平川南 一九九九年 「金沢市金石本町遺跡」「金沢市教育委員会調査」出土木簡』『扇台遺跡・金石本町遺跡・矢木ジワリ遺跡・夕日寺遺跡』金沢市教育委員会
- (3) 安英樹・大西顯ほか 二〇〇九年 「金石本町遺跡」石川県教育委員会・財團法人石川県埋蔵文化財センター
- (4) 小西昌志 一九九六年 『金石本町遺跡Ⅱ』金沢市教育委員会
- (5) 平川南 一九九二年 「第五四次調査出土漆紙文書」『秋田城出土文字資料集Ⅱ—秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ』秋田城跡調査事務所
- (6) 田中一穂 二〇〇八年 「木簡について」『延命寺遺跡』新潟県教育委員会・財團法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
- (7) 平川南 二〇〇六年 「畝田西遺跡群出土文字資料と古代港湾都市」『畝田西遺跡群VI』石川県教育委員会・財團法人石川県埋蔵文化財センター

束。地子各依田品、令輸五分之一。若惣計国内。所輸不滿十
分之九者、勘出令填。但不堪佃田、聽除十分之二。其租一段
穀一斗五升、町別一石五斗。皆令營人輸之。

二点目は、穎稻と稻穀が通計されていることである。通常、穎稻は「束一把」、脱穀後の粉（穀）の状態は「石（斛）一斗一升」と数量単位を表記する。

○兵庫県朝来市 柴遺跡出土木簡

「驛子委文マ 豊方置カ 足十束代稻粉一尺」

※ 「一尺」 せき = 「一石」

○三重県桑名市 柚井遺跡出土一号木簡および二号木簡

「△櫻樹郷守部春□穎代粉一斛△」

一九八×二四×四 ○三一

・「△櫻樹郷頭守部穎代粉一石 □五百 □」

△

一八八×二二×九・五 ○三一

犀川の流域には東大寺領の横江庄遺跡が存在し、また、畠田・寺中遺跡出土第八号木簡には、「右大辨史田家牛加比マ宮万呂」と書かれており、付近に「右大辨史田家」が存在していたことをうかがわせる。これらのことから、この一帯には中央の貴族や寺社の莊園やその經營拠点が集中しており、交易や物資運搬の場となる津には現地管理者が住宅と共に物資収納の倉庫を設置していたと想定されるのである。本木簡にみえる「倉部」「贊人」の存在も、物資の集積地における倉庫業務、あるいは都との強い関連をもつ同地の性格を表すものとしてとらえられる。⁽⁷⁾

○天平宝字七年二月廿九日飯高息足状

（続々修四十四帙十、『大日本古文書』十六—340—341）

これらの木簡は、いずれも穎稻（束）で取めるべきところを、「代」として糲（穀）の状態で進上していることを示す事例である。古代における稻の收取形態については、穎稻のまま収納し、必要に応じて出倉して脱穀・春米させる場合と、徵收の段階で脱穀もしくは春米作業までを含めて課し、穀（もしくは黒・白米）の状態で納めさせる場合の二通り確認できる。

おそらく使用する側（徵收する側）の必要に応じて、「代」納收取したのであろう。本木簡において穎稻と稻穀が混在して計上されているのも上記のような事由によるのであろう。

さらに、本遺跡の立地との関係についてみれば、交通の要衝地における田直の收取、すなわち賃租經營が行われていることが指摘できる。

寺中遺跡では、郡符木簡や「津」「津司」と記された墨書き器が出土しており、八世紀前半から郡津として機能していたことがうかがわれる。さらに、戸水C遺跡では九世紀代の「津」と記された墨書き器が出土しており、この一帯が古代における大規模な港湾都市を形成していたと考えられる。

謹惶請処分

所賜綿卅連 先日仰給直屯別六十五文者
今所請屯別充六十文可申狀 且進納錢拾肆貫

右、縁先日宣、如數將進思食、遣外國交易、附不能人、每物壳減、
不堪望心、仍望請垂鴻恩寵、依所請狀領納幸甚、今所遺錢、依墾田
來、隨宣旨狀、追可奉上、子細事趣、含使師口狀、不勝至懇、伏乞
处分。

(オモテ面) 〈米一石〉 + 〈田直七束=米三斗五升×2=七斗〉 = 一石

七斗

(ウラ面) 〈三十四束=米一石七斗〉

となり、数値が一致する。すなわち本木簡は、オモテ面に米一石と穎稻十四束の納入が記され、ウラ面に「并」としてその合計値が束単位で計上されたものと考えられる。

「并」が合計額として記されている例として、一例挙げておきたい。

○平城京左京二条二坊五坪 二条大路濠状遺構(北)

・ 講岐国山田郡田井郷

・ 凡直佐留三斗 并一俵

一七二×二二一×五 ○三一

- ① 郷名など本貫地の記載と、戸主・戸口の人名が記載されている
- ② 土地の所在地と、その面積、価が記される
- ③ 年紀記載のあとに売人(所有者)・買人・証人・郡郷長などの関係者を記す

金石本町遺跡出土木簡の内容について、以下の二点が特徴として注目できるであろう。

まず、一点目は田直が記載されているという点である。

○兵庫県豊岡市 宮内黒田遺跡出土木簡

「○□□里□□□鳥戸□□田部□□

女□可□□□□□不□□□□

」

「○□□里□□□鳥戸□□田部□□
○冊代□ 同里神マ廣嶋

『若田□者衣女分進上入□』 天平勝宝四年十月九日
〔鳥取マ□万呂〕 知忍海マ馬男

〔鳥取マ公半〕 直受鳥取マ衣女

」

「○□□里□□□鳥戸□□田部□□
○冊代□ 同里神マ廣嶋

『若田□者衣女分進上入□』 天平勝宝四年十月九日
〔鳥取マ□万呂〕 知忍海マ馬男

〔鳥取マ公半〕 直受鳥取マ衣女

」

四七四×五〇×六 ○一

○延喜主税式

凡公田獲稻 上田五百束、中田四百束、下田三百束、下下田一百五十

○島根県出雲市 青木遺跡出土78号木簡

・ 売田券 船岡里戸吉備部忍手佐井宮税六束不堪進上

・ 「仍□□船越田一段進上 天平八年十二月十日」
□長若倭大臣□麻□」

三五二×四二×四 ○一一

○新潟県上越市 延命寺遺跡出土木簡

・ 物部郷□□里戸主物マ多理丸□ 物マ鳥丸野田村奈良田三段又中家田六□
□人伊神郷人酒君大嶋田直米二石一斗

〔有カ〕

・ 田沽人多理丸戸人物マ比呂 天平七年三月廿一日相知田領神田君万□

四八六×四九×六 ○一二

これらは、土地の賃租に関わる売田木簡である。売田木簡の特徴としては、

- ① 郷名など本貫地の記載と、戸主・戸口の人名が記載されている
- ② 土地の所在地と、その面積、価が記される
- ③ 年紀記載のあとに売人(所有者)・買人・証人・郡郷長などの関係者を記す

の三点が挙げられる。⁽⁶⁾ 本木簡は、田直七束のみが記され、これらの記載を含まないので、「倉マ安倍弓田直七束」の部分は、売田行為そのものに関わるものではなく、単に賃租価値の収納についての記載であると判断できる。上部の「一石」「賛人□□□□□」の稻がどのような性格か分からぬものが、おそらくは同様の賃租地子収納に関するものと推測されよう。

また、田直七束という値から先に掲げた三例の木簡を参考にして、およその田積を推定すれば、下田相当で約一段となる。三十四束すべてが田直であるとすれば、下田相当の田で約五・六段となる。

二、糸文

○第四号木簡

・ × □ 一石 又 貢人_(黒カ里カ)
并 倉マ安倍弓田直七束

×

○山形県酒田市 熊野田遺跡出土木簡

□依如件但_(御カ)
首_(道カ)宣_(以カ)

但田者在贊人繩継□

○第五号木簡

・ × □ 鳥大夫_□ ×
□ □ □ □ □ □

(一一四) × 三五×十二 ○八一

(平川 南、武井紀子)

三、内容

《第四号木簡》

オモテ面の双行の右側は人名（倉部安倍弓）+田直七束、左行も下端が判読できないが、同様に人名+田直の束数が書かれていたと考えられる。

【図】『草書大字典』「引」



「贊人」については、秋田城出土第九号漆紙文書オモテ面に、

課戸主贊

男贊人部大麻_□
左_{匁升二}
□

また、オモテ面とウラ面との関係については、次のように推測できるであろう。穎稲一束=糀（穀）一斗=米五升の換算にもとづいて、上段の石を糀ではなく米と判断して、贊人□□□□部分の田直を左行と同様に七束とするならば、



とある。また、山形県熊野田遺跡出土木簡にも「贊人繩継」という人名が見られる。

倉マ安倍弓田直七束

×

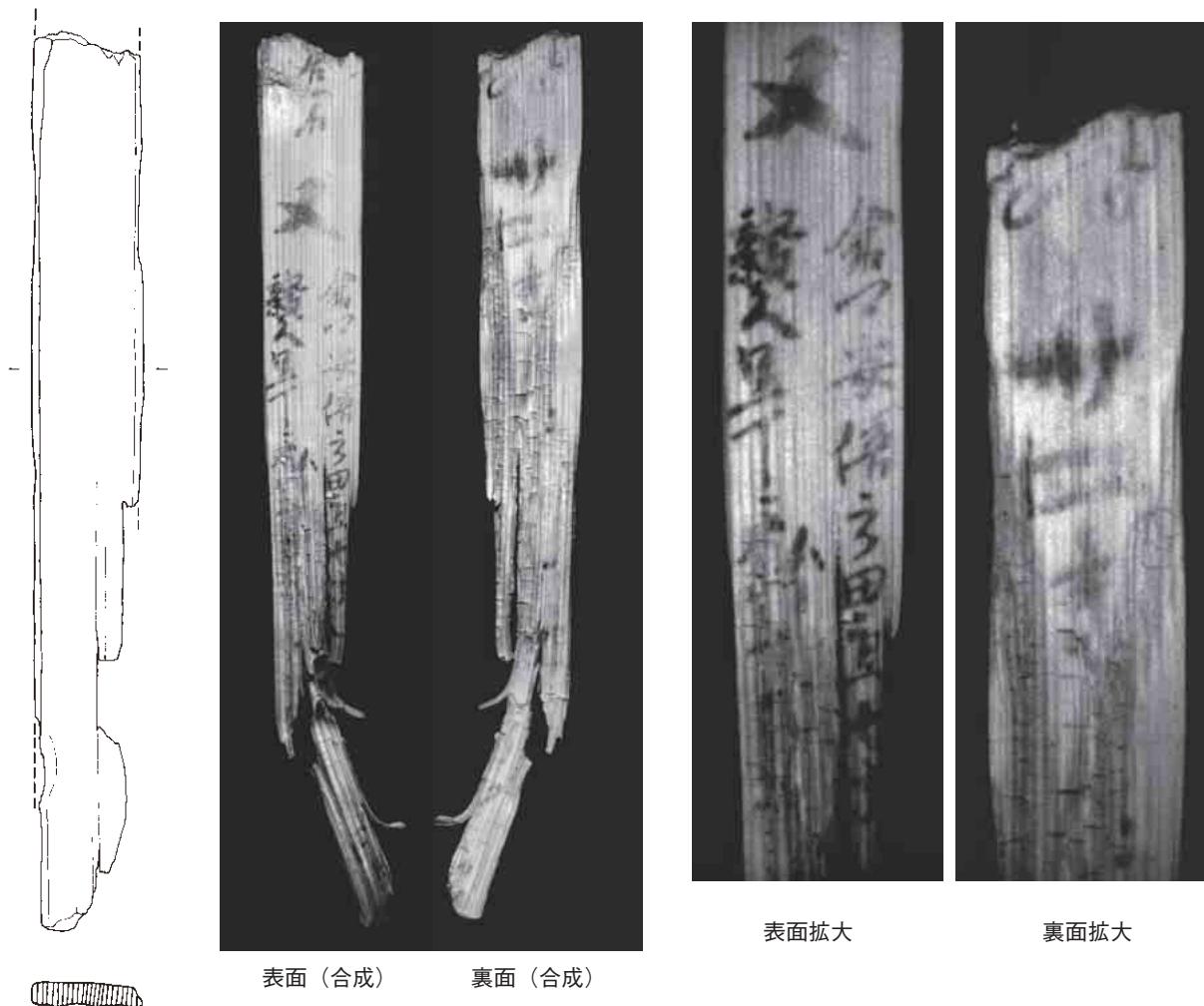
(一一九) × 三〇×七 ○八一

(三五三) × (二九) × 六 ○八一

前掲の秋田城漆紙文書の継目裏書には「出羽國出羽郡井上□□□□天平六年七月廿八日」とあり、熊野田遺跡の地も天平期には出羽郡に属していたと考えられることから、「贊人」「贊人部」が出羽国に分布していたことが知られる⁽⁵⁾。「贊人」「贊人部」はこの他の資料にはみえないが、本木簡によつて、その分布が北陸地方にも確認できることになる。

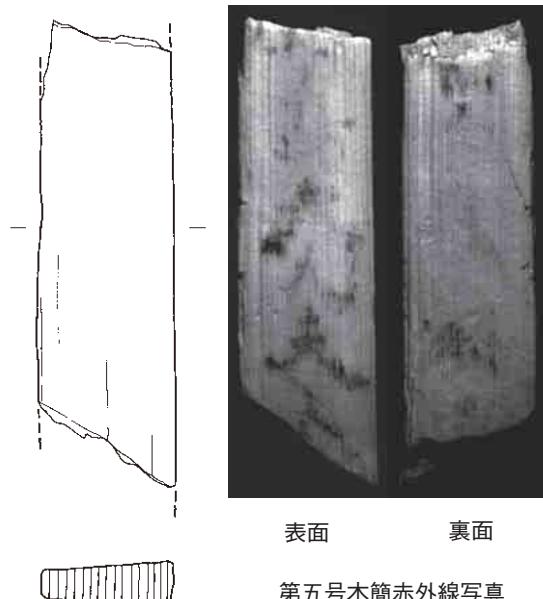
ウラ面の一文字目は、上半分が欠けているが「并」と判読できる。

【図】『草書大字典』「并」



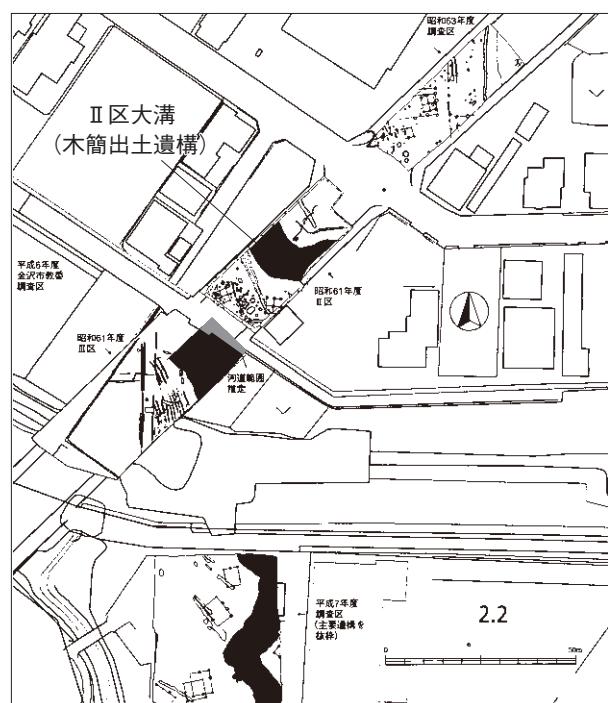
第四号木簡(W62)実測図
(S=1/2)

第四号木簡赤外線写真



第五号木簡(W61)実測図
(S=1/2)

第五号木簡赤外線写真



第2図 金石本町遺跡 南南部全体図 (S=1/2,000)

※報告書(3)より転載加筆

(注) この地図の作成にあたっては、金沢市長の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を原図として使用している。(承認番号: 平成21年2月10日 収都第695号)

石川県金沢市金石本町遺跡出土木簡について

平川 南（国立歴史民俗博物館）
武井 紀子（東京大学大学院）
大西 顕（特定事業調査グループ）

一、はじめに

金石本町遺跡は、石川県金沢市北西部の、犀川河口域の低地帯に位置する（第1図）。これまで九次にわたり発掘調査が行われており、平成七年（一九九五）の調査⁽¹⁾で三点の木簡が出土して、第一～三号木簡と名付けられている他、平成八年（一九九六）の調査⁽²⁾でも木簡が一点出土している。

今回紹介する木簡二点は、昭和六十一年（一九八六）に調査が行われた第三次調査のⅡ区大溝より出土している。この木簡は、文字の存在は確認できていたが、全文の釈読ができなかつたため、報告書⁽³⁾に釈文を収録できなかつたものである。その後、国立歴史民俗博物館の平川南館長及び東京大学大学院生の武井紀子氏に釈読していただき、玉稿を得たので、その内容についてここで紹介するものである。なお、第四号木簡は報告書一三三頁のW62、第五号木簡は同頁のW61に該当する。

出土したのは、両木簡ともⅡ区大溝（河道跡・第2図）で、幅約十一・二m、深さは一・七m～一・九mを測る。出土した古代の土器は、八世紀後半から九世紀後半代を中心とする時期のものである。

第四号木簡は柾目材で、上下端部は欠損している。両面に墨書きが確認できる。第一～三号木簡は、所属時期について七世紀後半代まで遡る可能性が指摘されているが⁽¹⁾、第四号木簡の「マ（部）」の字形については、七世紀後半にみられるカタカナの「ア」に近い、縦画を長く伸ばした「了」の字形ではなく、「マ」という定型化した八～九世紀代のものに近いことから、八～九世紀代に属する木簡ではないかと、平川氏から教示を受けている。

第五号木簡は上下端部とも欠損で柾目材である。両面に墨書きが確認できる。遺存状態の良好な面には、「大」などが続いており、習書であると判断される。裏面の墨書きは薄く、解読できなかつた。

本遺跡は、立地やこれまでの調査内容から、古代の湊（津）に関連する遺跡と考えられる。また、本木簡が出土したⅡ区大溝の南側に近接して、倉庫様の総柱建物が確認されている他、平成六年の調査⁽⁴⁾でも倉庫群が検出されている。これらは物資の集積地としての本遺跡の性格を示すものである。

（大西 顕）

